

《 内閣府だより 》

平良港国際クルーズ拠点整備事業起工式を開催

平成29年9月30日、宮古島の平良港において「国際クルーズ拠点整備事業」の起工式が、内閣府沖縄総合事務局主催で開催されました。

平良港ではクルーズ船が、平成27年に13回、28年に86回寄港し、過去最多を記録する一方、クルーズ船の専用岸壁がないことから、5万トン級までの船舶は貨物用岸壁で受入れ、それを超える船舶は沖泊をして小型船に乗り換えざるを得ず、受入環境が十分整っていないのが現状です。

そのような中、平良港は平成29年7月26日に「国際旅客船拠点形成港湾」に本部港などとともに全国6港のひとつとして、国土交通大臣の指定を受けました。これは、政府が「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」という目標の実現に向けて行っているもので、国土交通大臣が指定する港湾において、旅客ターミナルビル等に投資を行うクルーズ船社に岸壁使用の優先権を認める新しい制度です。

本事業は、直轄事業としてクルーズ専用岸壁(水深10m・延長370m)、岸壁前面の泊地、背後の臨港道路を整備するとともに、クルーズ船社であるカーニバル社が旅客ターミナルビルを建設するものであり、事業完了後には最大14万トン級のクルーズ船が係留できるようになります。

起工式では、島尻内閣府大臣補佐官が江崎鐵磨沖縄担当大臣の挨拶を代読し、「本事業により、観光客の一層の増加が期待される。内閣府としては沖縄観光ステップアップ戦略2017において、クルーズ受入体制を強化し、観光客の満足度・安全性の向上、着地型観光の実現に取り組む」と述べました。



平良港クルーズ岸壁完成予想パース
(提供:平良港湾事務所/エムテック)



鍬入式(工事の無事を祈る儀式)の様子

「沖縄の特区・地域税制活用Q&A」を作成しました



「沖縄の特区・地域税制活用Q&A」表紙

沖縄の特区・地域税制は県内全域が対象であり、幅広い事業が対象となるもので、全国に類を見ない優遇措置があります。

- ①特区において新設法人の所得を最大40%、10年間控除
- ②設備投資額の最大15%を税額から控除(4年間繰越が可能)
- ③設備投資額の最大50%を特別償却

※①～③は重複して適用することはできません。

※②、③については**既存の県内事業者の方も**活用できます。

加えて、事業税や不動産取得税の免除、固定資産税の5年間免除等、地方税の措置もあります(地方税のみの適用も可能)。

内閣府ではこの度「**沖縄の特区・地域税制活用Q&A**」を作成しました。特区・地域税制を活用する際のガイダンスとなるものです。インターネット上でも公開しておりますので、ぜひご覧ください。
(「内閣府 沖縄特区」でご検索ください。)

また、沖縄県産業振興公社に、本税制について気軽にご相談できる「**沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口**」を開設しております。
(電話相談も受け付けています⇒TEL:098-894-6377)

税理士を含めた担当者による充実した相談体制を整えていますので、ぜひご利用ください。(税理士の派遣は火・金曜日)